

東京都ダンススポーツ連盟

会議室利用規則

平成25年12月7日 理事会決定

第1条 (目的)

本利用規則は、東京都ダンススポーツ連盟（以下「本連盟」という）の会議室の利用に関する事項について規定するものです。

第2条 (利用目的)

会議室の利用目的は、原則としてダンススポーツに関する会議、講習会及び研修会とします。

第3条 (利用資格)

会議室は、次の条件を満たす方に限り利用できます。

- ① JDSF・本連盟所属の団体及び会員で、利用料金を納付のうえ、利用を認められた方。
- ② 前号の団体及び会員が主催する会議、講習会、研修会に参加を認められた方で利用に支障のない健康な方。

第4条 (利用の禁止)

次の各号のいずれかに該当する方は、会議室を利用できません。

- ① 本利用規則に違反し、又は違反するおそれのある方。
- ② 本連盟の名誉又は信用を傷つけ、又は傷つけるおそれのある方。
- ③ 本連盟の秩序を乱し、又は乱すおそれのある方。
- ④ 医師等により運動を禁じられている方。
- ⑤ 飲酒、薬物の摂取等により、正常な会議室利用ができないおそれのある方。
- ⑥ その他本連盟が会議室利用が適当ではないと認める方。

第5条 (利用可能日時)

1. 会議室利用可能な日時は、別途定める利用日・利用時間内とします。
2. 会議室利用者は利用時間内に入室及び退室するものとします。
3. 会議室は、本連盟の利用を優先するため、本連盟の行事が入った場合は、予約受付した後も、利用を断ることがあります。

第6条 (利用者の義務)

1. 会議室利用者は、本利用規則及び会議室に掲示してある利用方法を遵守しなければなりません。
2. 会議室利用者は、当連盟役員及び事務職員の指示に従わなければなりません。

第7条 (遵守事項)

会議室利用者は、次の各号の事項を遵守しなければなりません。

- ① 会議室は土足厳禁とし、入室はスリッパ、上履き、ダンスシューズとします。
- ② ダンスシューズにはヒールカバーを装着する。
- ③ 会議室内は禁煙とします。
- ④ 会議室内での飲食は可とするが、酒類は不可とします。
- ⑤ 利用備品は、元に戻し、各自後片付けをするものとします。
- ⑥ ゴミは、会議室利用者が各自持ち帰るものとします。

第8条 (禁止行為)

会議室利用者は、次の各号に該当する行為をしてはなりません。

- ① 会議室利用の秩序又は風紀を乱す行為。
- ② 自己又は第三者の安全又は健康を害し、又は害するおそれのある行為。
- ③ 営業活動、物品販売、その紹介、及び広告宣伝、各種勧誘等の行為。
- ④ 他人に迷惑を及ぼしたり、不快感を与える行為。
- ⑤ 本連盟の許可なしに写真、ビデオ等の撮影をする行為。
- ⑥ 会議室内の内装又は設備を毀損する行為。
- ⑦ その他上記各号に準ずる行為。

第9条 (会議室からの退去)

会議室利用者は、以下の場合に本連盟役員及び事務職員より会議室からの退去を求められたときは、それに従わなければなりません。

- ① 本利用規則に違反し、又は違反するおそれのある場合。
- ② その他本連盟が必要と認めた場合。

第10条 (貴重品及び私物の管理)

1. 会議室利用者は、利用中、自らの責任において貴重品及び私物の管理を行うものとします。
2. 本連盟は、利用者の私物については一切責任を負担しないものとします。

第11条 (規則の改定)

本利用規則を改定する場合は、理事会の決議によるものとします。